

震災等雇用対応事業（抜粋）

- ・ゆるキャラ観光地創出事業（秋田県）
- ・電気工事士免状発行業務等支援事業（新潟県）
- ・放置自転車等防止事業（群馬県高崎市）
- ・全国知事会のための事務処理等（群馬県）
- ・古利根川流灯まつり大型灯籠作成事業（埼玉県杉戸町）
- ・埋蔵文化財の発掘調査（茨城県）
- ・空港からのシャトルバス運行（茨城県）
- ・メキシコ文化収蔵品整理事業（千葉県御宿町）
- ・道路現況動画の作成（石川県）
- ・教育センター里山整備事業（石川県）
- ・議会事務事業（山梨県笛吹市）
- ・地上デジタル・データ放送を活用した県政情報発信事業（岐阜県）
- ・ぎふ婚活支援隊事業（岐阜県）
- ・全国社会教育研究大会三重大会開催準備事業（三重県）
- ・バンブーバスターズ事業（三重県）
- ・資産台帳等整備事務（奈良県香芝市）
- ・台風12号関連災害誌作成（和歌山県那智勝浦町）
- ・西部勤労者共済会加入推進事業（島根県）
- ・おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン推進事業（山口県）
- ・アルゼンチンアリ生息区域調査事業（山口県岩国市）
- ・ハイテク技術による花卉新品種開発促進事業（長崎県）
- ・ジャンボタニシ駆除事業（鹿児島県いちき串木野市）
- ・ウミガメ保護監視事業（鹿児島県屋久島町）

平成25年6月13日 参議院厚生労働委員会 民主党・新緑風会 蓮舫

出典元：民主党政策調査会

②平成24年度当初予算 緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）一覧表

番号	部局名	事業名	事業内容	委託直営の別	事業費(千円)	新規雇用予定人数	分野
25	環境生活部	産業廃棄物処理施設データ整理緊急雇用創出事業	産業廃棄物処理施設の書類整理やデータ及び情報の事務処理等を行う。	直営	2,145	1	環境
26	環境生活部	微小粒子状物質環境調査事業	環境基準が定められた微小粒子状物質(PM2.5)による県内の汚染状況を把握するため、質量濃度及び炭素成分等内容成分調査にかかるデータ整理、事務処理等を行う。	直営	2,145	1	環境
27	地域連携部	熊野古道伊勢路情報発信及び踏破支援緊急雇用創出事業	県のホームページ「熊野古道伊勢路」の外国語版を作成し、様々な情報を国内外に発信するとともに、熊野古道伊勢路を伊勢から熊野まで自然や文化にふれながら歩くことができるよう、情報収集や課題整理を行う。	直営	2,932	1	観光
28	地域連携部	熊野古道関連地域資源の研究及び情報発信緊急雇用創出事業	熊野古道および周辺の地域資源の調査研究を行い、その成果を熊野古道センターに蓄積するとともに、情報発信拠点としての機能を向上させる。	委託	3,306	1	観光
29	地域連携部	南三重地域広域観光推進緊急雇用創出事業	南三重地域(奥伊勢・東紀州)の豊富な観光資源を生かした広域観光プランやモデルコースの開発と地域内外への効果的な情報発信を行う。	委託	6,300	2	観光
30	地域連携部	パートナーグループ活動支援事業	県民力拡大プロジェクト(平成26年)に向けたテーマプロジェクトの実施、取組終了後も活動が継続するためのパートナーグループへの支援、情報発信力の強化等を行う。	直営	7,326	3	産業振興
31	地域連携部	地域資源活用型雇用創出事業	県南部地域において、農林水産物などの地域資源を活用した取組や、地域の課題解決に向けた取組などを行い、将来的に安定した雇用が見込まれる新規の事業展開を進める事業者等を支援する。	委託	29,771	10	産業振興
32	農林水産部	バンパーバスターズ事業	県内2000haの竹林を対象に、スギやヒノキ林に侵入した竹を駆逐するほか、放置竹林を適正な状態に誘導・再生し、防災上、景観上の問題を解決する。	委託	164,912	31	農林漁業
33	農林水産部	食や農の関連企業が望む地域人材育成緊急雇用創出事業	未就業の農業系大学等の卒業者を、農業研究所が研究開発事業における研究補助を行う業務補助職員として採用し、現場OJTや外部でのOFF-JTにより、食や農に関連する企業等で活躍できる技術人材を育成する。	直営	20,784	7	農林漁業
34	農林水産部	農業研究課題対応緊急雇用創出事業	農業研究所において緊急に取り組む必要がある県内農業の研究開発課題について、緊急雇用による研究業務補助作業員の活用を通じ、迅速かつ効率的に行う。	直営	15,940	6	農林漁業
35	農林水産部	家畜防疫動線情報集積緊急雇用創出事業	家畜伝染病発生時に実施する防疫作業動線に関する情報を農場現場で農場主と協議決定し、資料の電子データ管理を進めることで、有事に個別農場防疫カルテとして活用できる体制の整備を進める。	直営	3,383	1	農林漁業
36	農林水産部	愛玩家畜種飼育情報収集及び衛生水準確認緊急雇用創出事業	100羽未満の小規模家畜飼育者やペットとしての家畜の飼育者を雇用者が訪問し、飼育羽数や導入・流通経路等の疫学情報を収集、集約することで県が行う防疫監視の方針設定の貴重な参考情報とする。	直営	3,548	1	農林漁業

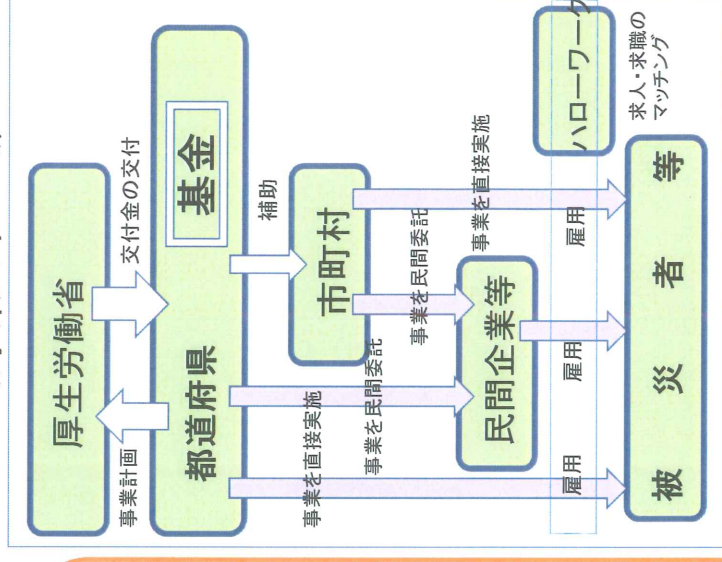
趣 旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創出事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。
- このため、重点分野雇用創出事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

- ◆ 拡充の概要
 - 基金の積増し：2,000億円
 - 事業実施期間の延長：24年度末まで
→ 平成24年度末までに事業開始（平成25年度末まで）
- ◆ 事業概要
 - 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
 - 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。
- ◆ 対象者
 - 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者）を優先的に雇用する。
- ◆ 実施要件
 - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
 - 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》



雇用機会の創出

緊急雇用創出事業実施要領

第1 趣旨

現下の雇用失業情勢に鑑み、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「交付金」という。）を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業及び被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域をいう。以下同じ。）の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。

第2 事業主体

基金事業の事業主体は、都道府県とする。

第3 基金事業の内容

基金事業は、交付金により都道府県において造成された基金を活用して都道府県が行う次の事業とする。なお、基金事業には、次の事業に係る周知及び広報並びに基金の運営及び管理を含むものとする。

- (1) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成又は被災地域における安定的な雇用創出のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「民間企業等」という。）に対する委託により行う次のいずれかの事業（以下「委託事業」という。）
 - ① 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、②以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）
 - ② 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに各都道府県において当該地域の成長分野として設定された4分野をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）
 - ③ 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）
 - ④ 東日本大震災等の影響による失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。以下同じ。）に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「震

ことが可能である。

(対象となる失業者)

14 震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者の範囲如何。

⇒ 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者並びに平成23年3月11日以降に離職した失業者とする。ただし、被災求職者を優先的に雇用することとする。

(対象となる失業者)

15 震災等緊急雇用対応事業で雇用する者は、全員「東日本大震災等の影響による失業者」でなければならないのか。

⇒ 原則として、東日本大震災等の影響による失業者を雇用することとするが、募集した結果、対象となる失業者のみでは求人を充足せず、事業が実施できない場合には、対象となる失業者以外の失業者（平成23年3月11日以前から失業していた者）が含まれることも可能とする。ただし、震災等緊急雇用対応事業は、あくまでも東日本大震災等の影響による失業者の雇用の確保を目的とするものであることに留意していただきたい。

(対象となる失業者)

16 平成23年3月11日以降に基金事業を終了した者を、震災等緊急雇用対応事業の対象者とすることは可能か。

⇒ 可能である。ただし、被災求職者を除き、雇用期間が通算して1年以内となるよう留意すること。

(対象となる失業者)

17 平成23年3月11日以降に離職した失業者であることの確認方法如何。

⇒ 受託者が本人に、雇用保険受給資格者証、廃業届、採用面接等における本人への質問、履歴書や職務経歴書の提示等により確認することなどが考えられる。

(対象となる失業者)

18 ハローワークで東日本大震災等の影響による失業者であることを条件に求人を出すことは可能か。

⇒ 国の政策の遂行に係るもののため、当該条件を付すことは可能である。